

陳情番号	陳情第9号
件名	子どもの新型コロナウイルス感染症対策緩和を求める陳情
受付年月日	令和4年11月18日
回付委員会	文教委員会
<p>( 陳情要旨 )</p> <p>欧米各国では、オミクロン株の特性を踏まえ、規制を撤廃、緩和し、マスク着用なしの日常を取り戻しており、日本でも保健所の全数把握は簡略化され、療養期間や待機期間が短縮されるなど、規制緩和へ動いている状況である。</p> <p>このように大人の社会では、リスクはゼロにはならないことから、複数人で会話をしながら食事ができる、G o T o トラベルが再開されるなど基準を緩めており、一部の企業ではマスク着用を任意とするなど対応が変化している。</p> <p>しかしながら、今なお厳しい感染対策を求められているのが、子どもたちの生活である。学校における感染対策では、常にマスクの着用、手洗い、手指消毒、密にならない活動、給食時の黙食などが推奨され続けている。長期化するマスクの着用は、慢性的な疲労の蓄積や心身の不調を自覚できない、着用しなくても言い出せない等、深刻な状況をもたらしている。密にならない活動、給食の黙食では、私たちが当たり前前に経験してきた友達との関わりがなくなり、喜びや悲しみなどの感情を共有する機会が奪われている。入学して以来友達の顔を見たことがない、黙って前を向いたまま食べる給食、慢性的な酸素不足による脳や身体への影響、免疫力の低下など、常に呼吸が苦しい状況に置かれる子どもたちの深刻な状況を酌み取っていただきたい。</p> <p>また、岐阜市子どもの権利に関する条例にも明記されている、一人一人が生まれながらに権利の主体であることを改めて確認するとともに子どもの特に大切な権利を最大限守る必要があることから、子どもたちの現状を認識された上で、これまでの感染対策の効果を科学的に再検証し、社会的な規制緩和とのバランスを鑑み、子どもの最善の利益を考慮した感染対策へと見直しをしていただきたい。</p> <p>さらに、私たち日本国民は、憲法の基本的人権の尊重や信条の自由により、マスク着用は任意となっている。身体的、精神的及び発達上の問題や、また、常時マスクを着用することに対して不安、不快及び不調を感じ学校生活に支障を来しているという理由から、マスクを着用しない、着用できない児童生徒がいることを、児童生徒、保護者及び地域住民に周知していただきたい。加えて、マスクを着用していない児童生徒、保護者の意思を尊重し、差別や圧力が生じることのないよう周知徹底していただきたい。</p> <p>また、給食時間に友達と共に楽しく味わう食育は、子どもの情緒を育むことから、机を丸くしてお互いの顔を見られるようにする、小声で話すなど、飛沫対策をした上で、黙食を緩和し給食を楽しめる工夫をしていただきたい。</p> <p>このような状況を鑑み、子どもの新型コロナウイルス感染症対策の緩和のため、以下3点について陳情する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 岐阜市子どもの権利に関する条例の理念に基づき、子どもの健やかな成長を育むために、子どもにおける新型コロナウイルス感染症対策について再度検証し、見直すこと。</li> <li>2 マスクを着用すること、しないことにより、差別や圧力が生じることのないよう学校、保護者及び地域住民に周知すること。</li> <li>3 学校等の給食時間の黙食を緩和し、友達と互いの顔を見ながら共に楽しく味わう食育の場にあること。</li> </ol>	
結 果	令和4年12月8日 内容を了知する。